

みんなで  
出かけよう



上十三・十和田湖広域定住自立圏圏域のイベント情報をお届けします♪

## 三沢市

### 周遊型 謎とき物語 「書を捨てよ 紐を解こう」

寺山修司ゆかりの地を周りながら謎を解き物語を進めていく周遊型ゲームイベントです。三沢市内の観光施設などに設置されているゲームパンフレットを入手し、スマートフォンを使いながら謎解きに挑戦してください。



とき 開催中～2月28日(水)  
ところ 三沢市内全域  
申込 ㈱タイトーお客様相談センター ☎0120⑤70788  
(午前10時～午後6時・年中無休)

## 七戸町

### 「かまくら合同コンパ」 恋のkama騒ぎ

かまくらの中で飲食をしながら交流を楽しむイベントです。詳細は七戸町ウェブサイトをご覧ください。(http://www.town.shichinohe.lg.jp/gyosei/syukai/kankou/-kamal27.html)

とき 1月27日(土) 午後5時～8時  
ところ 七戸町中央公園  
申込 七戸町天間林商工会青年部 ☎⑧2189

### 移住者交流会in七戸

移住者の受け皿づくりの交流会(県主催)。先輩移住者から、移住後の自治体からのサポートや地域での暮らし、移住してみ

ての感想などの「ぶっちゃけトーク」を聞くことができるほか、スイーツを食べながら、ざっくばらんに地元の魅力や、地域が持つ発展的な可能性についてのグループトークを行います。

とき 1月13日(土)  
午後1時～4時30分  
ところ 七戸町ふれあいセンター  
参加費 500円(事前申込制)  
申込 NPO法人プラットフォーム あおもり ☎017-763-5522

## おいらせ町

### 第12回 新春!うそ八百・ほら吹き大会

ほら吹き大会のほか、そば早食い、アトラクション、大抽選会などがあります。

とき 1月21日(日)  
午後1時～4時30分  
ところ おいらせ町みなくる館  
申込 おいらせ町まちづくり推進委員会事務局(おいらせ町まちづくり防災課内) ☎0178⑥2131

## あなたの街の 法律相談



～第35回～

市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「落雪・除雪」についてです。

問 まちづくり支援課 ☎⑤6777

Q) 屋根からの落雪について、注意することはありますか。

A) 法的な観点から言えることは「自分の土地に降った雪は自分が責任を持つ」ということです。自宅の屋根から道路や隣の土地に落雪しないように注意しなければなりません。落雪でケガをさせたり物を壊した場合は、損害賠償責任を負うことになりかねません。そうならないために、塀を造ったり、屋根に雪止めを設置しましょう。また、どうしても隣の土地に落雪してしまうなら、隣の人の了解を取っておくべきでしょう。

Q) 市の除雪車が通った後、除雪で寄せられた雪が自宅の前に置かれるのは困ります。法的に問題はないのですか。

A) 市が行う除雪は、道路の交通を確保するためのものです。道路は、みんなの生活・経済・生命のために不可欠なものですから、その除雪作

業は公共性の高いものです。除雪で寄せられた雪によって、あなたの土地の所有権が侵害されているように見えますが、公共性の観点からやむを得ないものと言えるでしょう。また、除雪で寄せられた雪も、自分の土地に降った雪と同視できますから、各自で責任を持ちましょう。

Q) 道路に雪を捨てても良いのでしょうか。

A) いけません。道路は公共のものです。「自分の土地に降った雪は自分が責任を持つ」が原則ですから、自分の土地に捨てるなど、最後まで責任を持ちましょう。なお、道路に雪を捨てることは道路交通法違反となり、同法では1年以下の懲役又は50万円以下の罰金と定められています。

Q) 雪をめぐるって裁判を起こしたいのですが。

A) 雪の問題はみんなの問題ですから、助け合い・譲り合いの精神で解決すべきものです。裁判はあまり向いていません。一人一人の良識が大事ですから、ルールを守って、みんなで冬を乗り切りましょう。

(文責・弁護士 十枝内 亘)  
弁護士法人十枝内総合法律事務所  
☎②4005